

農林水産省提出資料

- 平成26年度予算概算要求の概要
(食品ロス削減等総合対策事業)
- 食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組
- 食品ロス削減国民運動 (NO-FOODLOSS PROJECT) のロゴマークの決定とキャラクターの愛称の募集

食品ロス削減等総合対策事業 [新規] 【126（一）百万円】

対策のポイント

食品産業の体质強化と地域活性化に向けて、商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、エネルギー利用と高付加価値農業を推進する新たな食品リサイクループ構築等を推進します。

<背景／課題>

- 我が国では、消費者の過剰購入・食べ残し、食品流通におけるいわゆる3分の1ルール(※)等の商慣習などが原因となり、本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」が年間500～800万トン発生しています。世界で約9億人の人々が栄養不足状態にある中で、「もったいない」という言葉の発祥の地である我が国において食品ロス削減は喫緊の課題となっています。
- 食品廃棄物等の再生利用率は、食品小売業や外食産業など川下に至るほど分別が困難であること等から2割程度と低く、フードチェーン全体における食品ロスの削減と再生利用を推進し、食品ロス削減によるコスト削減を通じた食品産業の体质強化と食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギーの創出と農産物の高付加価値を通じた地域活性化につなげる必要があります。
- 消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び環境省で構成する「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」との連携の下、商慣習見直し、消費者の意識改革等を進める必要があります。

(3分の1ルールとは)

加工食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分して納品期限や販売期限を設定する流通段階の商慣習

政策目標

- 食品循環資源の再生利用等実施率の目標達成（食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%）
- 食品廃棄物等を活用した再生可能エネルギーの創出と地域活性化

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開 [新規]

54（一）百万円

関係府省との連携の下、食品流通における3分の1ルールなどの商慣習見直しのパイロット事業を展開するとともに、消費者行動の変革やフードバンク活動の強化、外食におけるドギーバッグ(持ち帰り容器)普及等を総合的に実施することにより、消費段階も含めたフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動（「もったいない」を取り戻そう！）を展開します。

(フードバンクとは)

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

〔補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 6府省の連携（消費者庁、内閣府、文科省、農水省、経産省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係者省庁等連絡会議」を構成する6府省と連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（「もったいない」を取り戻そう！）を展開

2. 新たな食品リサイクルループの構築〔新規〕 19（一）百万円

食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液、CO₂及び余熱の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援します。

〔 補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等〕

＜各省との連携＞

○ 環境省との連携

- ・食品リサイクル法を共管する環境省と連携し、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築を推進。

3. 食品産業リサイクル状況等調査委託事業 36（一）百万円

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等に基づく点検指導等の効率化を図るためのデータベースの整備及びリサイクルの状況に関する調査等を実施します。

〔 委託費
委託先：民間団体等〕

4. 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 18（一）百万円

震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識をフードチェーンの改善につなげ、食品関連事業者による地球温暖化・省エネルギー対策を普及促進する取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

〔 お問い合わせ先：食料産業局バイオマス循環資源課
(03-6744-2066) 〕

●食品ロス削減のためのフードチェーン全体の取組

○過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が難しく、フードチェーン全体で解決していくことが必要。このため食品業界において、製造業・卸売業・小売業の話し合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置するとともに、その取組を支援。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム（18名）

【目的】食品ロス削減のための商慣習について検討

【構成】食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の企業、学識経験者

【事務局】流通経済研究所（農林水産省補助事業）

【参加企業】

■食品製造業（9社）

・味の素(株)	(風味調味料協議会)
・江崎グリコ(株)	(全日本菓子協会)
・キッコーマン食品(株)	(日本醤油協会)
・コカ・コーラカスタマーマーケティング(株)	(全国清涼飲料工業会)
・サントリー食品インターナショナル(株)	(全国清涼飲料工業会)
・日清食品(株)	(日本即席食品工業協会)
・ハウス食品(株)	(全日本カレー工業協同組合)
・(株)マルハニチロ食品	(日本缶詰協会)
・雪印メグミルク(株)	(日本乳業協会)

■食品卸売業（3社）

・国分(株)	(日本加工食品卸協会)
・三菱食品(株)	(日本加工食品卸協会)
・(株)山星屋	(全国菓子卸商業組合連合会)

■食品小売業（4社）

・イオンリテール(株)	(日本チェーンストア協会)
・(株)イトーヨーカ堂	(日本チェーンストア協会)
・(株)東急ストア	(日本スーパー・マーケット協会)
・(株)ファミリーマート	(日本フランチャイズ・チェーン協会)

<24年度の取組内容>

食品ロス削減のための商慣習を検討するため、アンケート調査やヒアリング調査を実施して業界の実態把握を行い、認識の共有を図り、商慣習見直しに向けて中間とりまとめ。

検討経緯

（平成24年）

10月3日
第1回WT開催

11月2日
第2回WT開催

（平成25年）

1月18日
第3回WT開催

2月22日
第4回WT開催

3月5日
中間とりまとめ公表

25年度のWT活動予定

- ・中間とりまとめのフォローアップ
- ・日配品その他の商慣習検討

1. 基本的考え方

現在、食品の流通現場で食品ロス発生の原因となりうる返品等の商慣習が存在するが、食品ロス削減という観点からは可能な限りこれを見直し、経済的ロスを経済成長につなげていく必要があり、製・配・販各社の壁を越えつつ、消費者の理解を得ながら、優先順位をつけた取組を進めていくことが必要である。

平成24年度のワーキングチームの活動として次の事項を決定し、平成25年度以降も順次取組を進めるとともに、業界団体の協力を得て、業界団体の会員企業に取組の輪を広げ、食品業界全体に普及推進していく。

2. 取組の内容

- (1) 卸売業・小売業の多くで取引条件として設定されている納品期限の見直し・再検討に向けたパイロットプロジェクトの実施（納品期限を1／3から1／2にして効果実証）
- (2) 賞味期限の見直し（技術開発等を踏まえた延長）
- (3) 表示方法の見直し（賞味期限の「年月」表示への変更）
- (4) 食品ロス削減に関する消費者理解の促進
- (5) その他の食品ロス削減に向けた取組

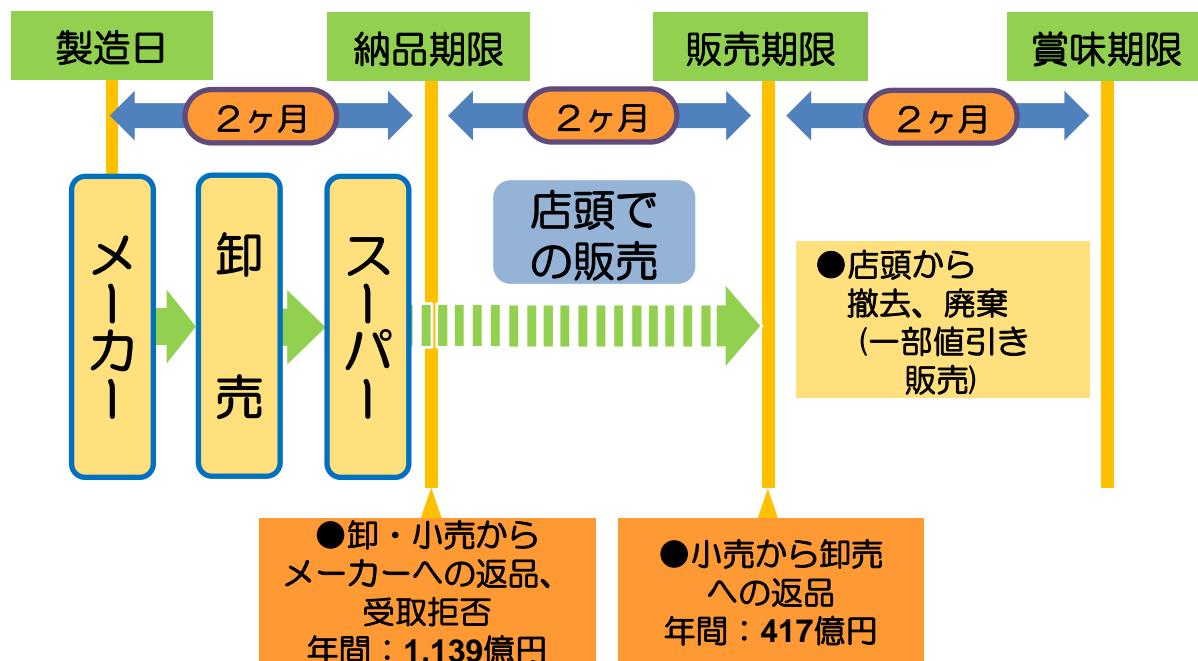
3. 推進体制

関係省庁（内閣府、消費者庁、農林水産省、経済産業省、環境省）と連携を図るとともに、共通課題の解決のため組織された民間企業の取組（製・配・販連携協議会、国民生活産業・消費者団体連合会、日本TCGF）とも連携して、ワーキングチームの取組との相乗効果を目指す。

● 食品メーカー、卸・小売店における商慣習

- 小売店などが設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限は、製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して商慣習として設定される場合が多く（いわゆる3分の1ルール）、食品ロス発生のひとつの要因とされ、フードチェーン全体での取組が必要。

いわゆる3分の1ルールによる期限設定の概念図
(賞味期限6ヶ月の場合)

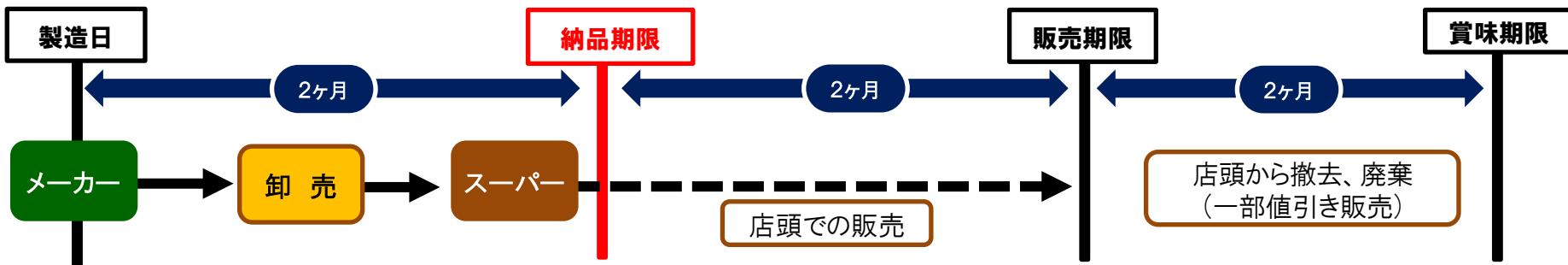


● 欧米の納品期限	
国	納品期限 (賞味期限ベース)
アメリカ	1／2残し
英国	1／4残し
フランス	1／3残し
イタリア	1／3残し
ベルギー	1／3残し
(参考)日本	2／3残しが平均

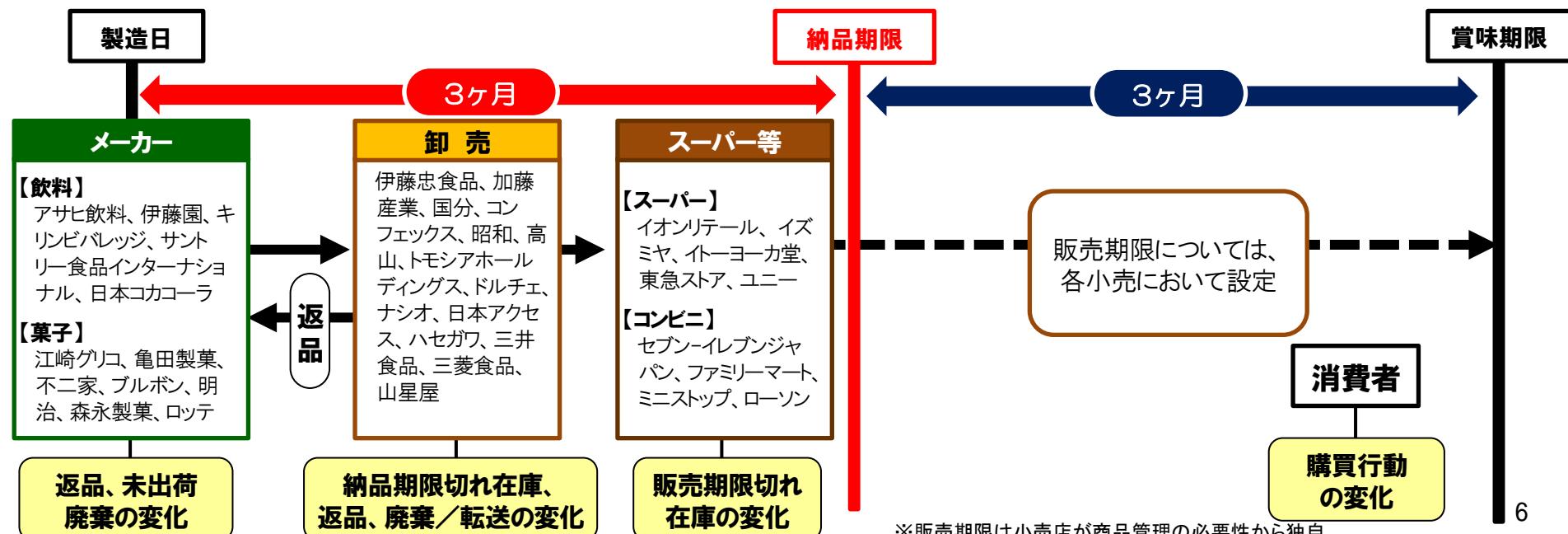
●納品期限見直しパイロットプロジェクトの実施について

- 「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめに基づき、本年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期限の1/3→1/2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定。

(賞味期限6ヶ月の場合)



パイロットプロジェクト



※販売期限は小売店が商品管理の必要性から独自に設定する店頭で商品を販売する期限のこと。

食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のロゴマークの決定とキャラクターの愛称の募集について

農林水産省は、関係省庁（消費者庁、経済産業省、環境省等）と連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開します。

この度、この国民運動のロゴマークが決定しました。また、多くの国民の皆様に親しんでいただき、多くの方々に食品ロス削減に取り組んでいただけるよう、キャラクターの愛称を募集します。

1. 概要

我が国では、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」が年間 500～800 万トン発生しています。世界で約 9 億人の人々が栄養不足状態にある中で、「もったいない」という言葉の発祥地である我が国として、食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減に向けた国民運動（注）を展開します。

（注）「食品ロス削減に向けた国民運動の展開」の具体的な内容は添付資料を御確認ください。

2. ロゴマークの決定について

この度、この国民運動のロゴマークが次のとおり決定しました。

<基本形>	<展開例>
 <p>食べものに、 もったいないを、 もういちど。 NO-FOODLOSS PROJECT</p>	 <p>NO-FOODLOSS PROJECT</p>

3. キャラクターの愛称募集について

国民の皆様に広く食品ロス削減国民運動を知っていただき、多くの方々に食品ロス削減に取り組んでいただけるよう、このロゴマークのキャラクターについて、わかりやすく、親しみやすい愛称を募集します。

（ 1 / 3 ）



(注) 真ん中の赤丸は食品ロス問題を抽象化したお皿、下の二本線はお箸をイメージし、涙で「もったいない」感情を表現しています。

4. 応募資格

どなたでも応募できます。

5. 募集期間

平成 25 年 10 月 25 日（金曜日）～11 月 24 日（日曜日）

6. 応募方法

インターネット又は FAX にて、以下の応募先に、御氏名（フリガナ）、御連絡先（電話番号）、応募する愛称、愛称の命名理由を明記の上、御応募ください。

<インターネットによる応募先>

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/8eb3.html>

<FAX による応募先>

宛先：農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 食品リサイクル班（キャラクター愛称募集担当）宛て

FAX 番号：03-6738-6552

7. 発表等

応募された愛称の中から、採用する愛称を農林水産省において決定します。

採用結果は、採用された愛称を応募頂いた御本人に御連絡の上、当省ホームページ等で公表し、御本人には採用証を授与します。

8. その他

採用された愛称の著作権・使用権等一切の権利は農林水産省に帰属するものとします。また、応募は、未発表かつ自作の愛称に限ります。

このロゴマークは、事業者及び消費者に対して、食品ロス削減を積極的に推進する意思を表明するためのもので、現在、農林水産省が商標権を出願中です。

ロゴマークを利用したい方は、別添の「食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾要領」を御確認頂き、食品ロス削減の取組にお役立てください。

<添付資料>

(2 / 3)

- ・ 食品ロス削減に向けた国民運動の展開
- ・ 食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾要領

お問い合わせ先

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

担当者：食品リサイクル班 大島、横山

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

FAX：03-6738-6552

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(3 / 3)

食品ロス削減に向けた国民運動の展開

~NO - FOODLOSSプロジェクト~

ポイント

我が国の食品廃棄物発生量約1,700万トン/年のうち約500～800万トンが食品ロスであり、その削減が喫緊の重要課題。
「もったいない」を取り戻そう！を合言葉に、食品ロス発生の段階別にモデル的な削減の取組を支援し、生活者一人ひとりが自ら意識し行動を変革する食品ロス削減に向けた国民運動を展開。

食品ロスの削減を推進し、以下を実現

食品ロス削減の取組により、資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め、経済成長に貢献
「もったいない」発祥国として世界に日本の取組を発信



事業者からの食品ロス

300～400万トン/年

- ・過剰在庫・返品(製・配・販)
- ・調理くず・食べ残し(外食)

家庭からの食品ロス

200～400万トン/年

- ・調理くず
- ・食べ残し、手つかずの食品の廃棄

【製造・流通】

- ・製・配・販によるパイロットプロジェクト
- ・フードバンク活動支援

【外食】

- ・ドギーバック普及支援、食べきり運動等



一人ひとりの
意識・行動改革

【家庭・消費者】

- 小売店舗、マスマディア、SNS等を活用した戦略的コミュニケーション
(意識啓発、期限表示理解促進、エコクッキング等)

NO - FOODLOSS プロジェクト

資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め経済成長に貢献

【6府省の連携】

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省(消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動を展開。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾要領

25食産第2771号
平成25年10月17日制定

(趣旨)

第1 我が国では、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」が年間500～800万トン発生しています。世界で約9億人の人々が栄養不足状態にある中で、「もったいない」という言葉の発祥地である我が国として、食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減国民運動を展開します。

この要領は農林水産省が商標権を出願中の食品ロス削減国民運動ロゴマーク(以下「マーク」という。)の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものです。

(マークの目的)

第2

- (1) マークは、事業者及び消費者に対して、食品ロス削減を積極的に推進するという意思を表明するためのものとします。
- (2) マークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

(図柄等)

第3

- (1) マークのデザイン及び色は、別図の基本形のとおりとします。ただし、別図の展開例のようにキャッチフレーズ(「食べものに、もったいないを、もういちど。」)を書かずに使用することもできます。
- (2) 別図の展開例のように使用する場合を除き、マークを改変して使用することはできません。
- (3) マークの基本形の右上のキャッチフレーズ部分には、異なる文字を書き込んで使用することができます。また、マークの本体に係らない範囲で上下左右に文字を書き込んで使用することができます。ただし、併記する文字は、事前に農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長(以下「食品産業環境対策室長」という。)の許諾を得たものに限ります。

(利用許諾の申請及び許諾)

第4

- (1) マークの利用を希望する者は、様式1により、食品産業環境対策室長宛てに利用許諾の申請をしてください。
- (2) 食品産業環境対策室長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請についてのみマークの利用を許諾し、様式2の食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾証を第4(1)の申請を行った者に発行します。

- (3) 食品産業環境対策室長は、マークの利用に当たって必要に応じて条件を付すことができるものとし、また、マークの利用の許諾を受けた者が、本要領に違反した場合には、利用許諾の取消等の措置を取ることできるものとします。
- (4) 政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からのマークの利用許諾の申請は、受け付けません。

(利用許諾の申請手続の省略)

第5 食品ロス削減の推進に資する取組を実施している関係府省庁（内閣府、消費者庁、経済産業省、文部科学省及び環境省）、地方公共団体その他農林水産省が支援する食品ロス削減のための取組を実施する者及び当該取組に協力すると認められる者がマークの目的に沿った利用を行う場合には、第4に規定する利用許諾の申請の手続を省略することができます。ただし、マークの利用に当たり、利用する日の5日前までに、様式3により食品産業環境対策室長宛てに届け出してください。

(マークの表示条件)

第6

- (1) 第4により許諾を受けた者及び第5により申請手続が省略された団体等（以下「利用者」という。）は、食品ロス削減の推進に資する活動に係る加工食品及び飲料の商品並びに当該商品をまとめて収容する容器箱にマークを表示することができます。
- (2) 利用者は、食品ロス削減の推進のため並びに食品ロス削減の推進に資する活動に係る加工食品及び飲料の商品のために作られるポスター、チラシ、パンフレット、WEBページ等にマークを表示することができます。
- (3) 利用者は、自ら使用する名刺にマークを印刷することができます。
- (4) 利用者は、食品ロス削減の推進のため以外の目的でマークを使用することはできません。

(マークの利用料)

第7 マークの利用料は、無料とします。

(利用者の遵守事項)

第8

- (1) 利用者は、関係法規及び本要領を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとします。
- (2) 利用者は、第三者が無断で権利を侵害し、又は侵害しようとしている事實を発見した場合には、直ちに食品産業環境対策室長へ通知するものとします。
- (3) 利用者は、マークを付した商品や取組に関する第三者との係争、審判又

は訴訟等についての対応を食品産業環境対策室長とその都度協議して決定するものとし、係争、審判又は訴訟等に要した費用は利用者が負担するものとします。

- (4) 利用者は、マークを付した商品や取組により第三者に損害を与えた場合には、当該損害についての全責任を負うものとします。
- (5) 利用者は、食品産業環境対策室長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告を行うものとします。

(マークの適正利用)

第9 食品産業環境対策室長は、利用者が本要領を遵守せず不正に利用した場合や、法令や公序良俗に反する行為を行った場合には、次の必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 企業名等の公表
- (4) 訴訟

(マークの利用期限)

第10 マークの利用期限は設けません。

ただし、食品産業環境対策室長は、食品ロス削減国民運動が終了する場合その他特に必要と認めるときには、利用者に対し、期限を定めて、マークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

(附則)

この要領は、平成25年10月25日から施行します。

(問い合わせ先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局食品産業環境対策室
TEL:03-6744-2066 FAX:03-6738-6552

【別図】

(基本形)



(展開例)



(様式 1)

食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾申請書

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長 宛て

申請者[利用予定者] (所在地) 〒

(名 称)

(代表者)

印

食品ロス削減国民運動ロゴマークの利用に当たり、農林水産省で平成〇〇年〇月〇日制定の「食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾要領」を承認の上、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの（該当箇所にチェック☑する）

- 商品 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 シール
その他 ()

2. マーク、マークシール等の印刷予定数

- (1) 印刷アイテム予定数：()個
(2) 総印刷予定数(個) 数：() (個) 枚
(3) マークの大きさ：タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 使用地域又は店舗名等

(地域名又は店舗名等：)

4. 貴社業態：(該当箇所にチェック☑する)

- 農林水産物生産者 農業協同組合 食品卸売業 食品小売業
食品製造業 食品製造・小売業 商社 外食産業
その他 ()

5. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無（該当箇所にチェック☑する）

- 有り 無し

6. 使用するマークの形態

- 基本形 展開例
キャッチフレーズを変えて使用する場合の文字()

7. 問合せ先

- (1) 部署名：
(2) ご担当者名：
(3) T E L ・ F A X：
(4) E-mail：

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合、会社、団体等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾証

平成 年 月 日

(申請者 [利用予定者]) 殿

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長

平成 年 月 日付けの食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾申請について、本通知により許諾することとし、その内容は申請書の記載のとおりとします。

(様式 3)

食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用報告書

平成 年 月 日

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長 宛て

申請者[利用予定者] (所在地) 〒

(名 称)

(代表者)

印

農林水産省で平成〇〇年〇月〇日制定の「食品ロス削減国民運動ロゴマーク利用許諾要領」を承認の上、食品ロス削減国民運動ロゴマークを使用するので、下記のとおり報告します。

記

1. マークを使用するもの（該当箇所にチェック☑する）

- 商品 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 シール
その他 ()

2. マーク、マークシール等の印刷予定数

- (1) 印刷アイテム予定数：()個
(2) 総印刷予定数(個) 数：()(個) 枚
(3) マークの大きさ：タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 使用地域等

(地域名等：)

4. 府省又は地域公共団体等の名称

()

5. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴社名等の公表の希望の有無（該当箇所にチェック☑する）

- 有り 無し

6. 問合せ先

- (1) 部署名：
(2) ご担当者名：
(3) TEL・FAX：
(4) E-mail：

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、構成員1名が代表して報告を行うものとする。